



平成 23 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大場 典彦
(登録銘柄 コード番号 7918)

問い合わせ先

役職・氏名 取締役 今井 将和
電話番号 03-5155-6801

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は平成18年5月23日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を制定し、平成20年10月15日に改訂をしておりますが、平成23年6月1日開催の取締役会において、下記のとおり一部改訂することを決議しましたので、お知らせいたします。
(改訂箇所は下線で示しております。)

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「ヴィア・グループ倫理規範」を制定する。またその徹底を図るため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに当社の総務・人事グループにおいてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同グループを中心に当社及びグループ各社の役職員教育等を行う。内部監査部門（以下、内部監査室）は、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置、運営する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに各社所管業務に付随するリスク管理について、コンプライアンス・リスク管理委員会が行うものとする。また不測の事態が発生した場合には、グループ危機管理規程に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるように努める。内部監査室は、当社及びグループ各社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行の効率化を図るため、以下の経営管理システムを用いる。

- (1) 職務権限規程の策定

- (2) 取締役・執行役員を構成員とする経営会議の設置
- (3) 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- (4) 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ各社における法令遵守体制、リスク管理体制の構築を目指し、コンプライアンス・リスク管理委員会による当社及びグループ各社のコンプライアンス及びリスク管理に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達などが効率的に行われるシステムを含む体制を確立する。
- (2) 当社取締役、執行役員及びグループ各社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保するための法令遵守体制及びリスク管理体制を整備・運用する権限と責任を有する。
- (3) 当社は、グループ各社への経営管理の一環として、別途定めるグループの起案・承認ルールに則って、グループ全体に関わる重要事項の決裁を行う。
- (4) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の業務の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。

6. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及び、その内容を速やかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役会と監査役会との協議により決定する方法による。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は各業務執行取締役及び、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため、別途定める「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づいて、内部統制の構築、評価、改善に係る態勢の整備を行うものとする。

以上